

III 城端町の成立

一、市場町として成立

六斎市の成立【⁶²】

「城端町旧記」（金沢市立図書館蔵）は、城端の市の始めを伝える唯一の史料であるが、天正元年〔一五七三〕に井口などから城端へ市が移転したとある。しかし、同書は一〇〇年以上経過した元禄六年〔一六九三〕に出来たものであり、不確かである。

近世は商品貨幣経済が勃興した時代であり、諸豪族（この地ではおそらく荒木氏）も機運にのって市場を立て、支配圏内の富国強兵を図つたものと考えられる。

天正一〇年〔一五八二〕代には前田氏の勢威が確立され、慶長年〔一六〇〇〕代にかけて盛んに市場を立てている。天正一三年〔一五八五〕には七の日に北野村に市を、一四年〔一五八六〕には篠河村

に、慶長一一年〔一六〇六〕以前に立野村に市を立てている。

天正九年〔一五八二〕井波瑞泉寺が北野村に一時移転しており、「瑞泉寺文書」によると豊臣秀吉が天正一三年〔一五八五〕八月、この寺を戦火から守るための制札を掲げている。

〔³「諸事御触抜書」（武田氏蔵）・〔⁴「城端等御印物旧記」（折橋礼一蔵）によると、天正一三年九月に利長（加賀二代藩主）が北野村に市を立てて、これを保護する制札を出している。当然樂市樂座という参加制限のない自由な取引の場であったと考えられる。

市の日については、「城端町古文書」（金沢市立図書館蔵）・「諸事御触抜書」によると、月のうち四と（一〇の日の）六斎市であった。このうち、「城端町旧記」によると一〇の日は井口、四の日は山田の市日であったが、この二市を廃止して六斎市の設定が可能になった。

(1) 城端町旧記
城ヶ端町と申は百武拾年已前に相立申義ニ御
座候。其時分井ノ口と申す所……二ヶ所引越
城ヶ端建申義ニ候得ば……

(2) 瑞泉寺文書

禁制

一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一、放火之事

一、対寺内町人、不謂儀申懸之事

右条々堅令停止之訖。若違犯之輩在之者、速

可處嚴科者也。

天正十三年八月

越中国北野寺内

(3) 諸事御触抜書

定
一、如前々市可立之、若非分申懸輩參在之
者、可注進、忽可加成敗事。

一、羅く市樂座たるべき事。

一、國質所質御停止之事。

右条々於違犯族者、可處罪科者也。

天正十三年十月九日

直海卿
北野村

利勝
判

(4) 城端等御印物旧記
同
天正十三年九月

(5) 城端町古文書
城ヶ端町先年より立來申六斎之市

(6) 諸事御触抜書

一、城ヶ端町市日四日十日十四日二十日二十
四日晦日六斎立來申候

場所は善徳寺の門前、東上町と西上町であった。ここは目貫き町であつて格好の地であり、この二町を六か所に区画して、月六回の市開設を持ち回りにした。

北野の市の移転【6-6】

その後慶長九年「一六〇四」八月には新たに七の日に市が開かれるようになった。^{まえだながたね}前田長種の市札が^{いちふだ}「城端町古文書」「城端等御印物旧記」「諸事御触抜書」に残る。これによると、慶長元年「一五九六」に瑞泉寺が井波へ復帰し、城端の六斎市などによつて從来の七の日の北野の市が衰退したため廢止し、かつ下町に市が開かれた。

こうして城端の市は九斎市となり、南砺三か所の市場が城端に集中された。このことは市場を中心とした物資の取引が、次第に常設店舗に移つたことを示し、市は常設店舗の繁盛のための客寄せにも利用されるようになつた。

新市設置の請願【6-7】

上町と下町の市は次第に上町が圧倒し、下町は振るわなかつた。そのうえ元和九年「一六二三」三月の大火灾で全焼して市も退転した。再興を図つたが寛永一八年「一六四一」からの飢饉に見舞われ衰微していった。

このころに新興の大工町・新町から町役人に市の開設願いがある。「城端古文書」によると七の日の市を希望した。附近の野毛町・御坊町・東新田町の者が便利になる。この五町は近年物資の売買に困難し、商売も不振であるとして願い出たものである。しかし、市開設は許可されなかつた。

市場の管理【6-8】

市場の設置・廃止には藩の許可が必要であった。^{あかし}証として藩主の印を押した市札を下付した。

延宝二年「一六七四」藩は市札を回収した。このころは加賀藩の農政である改作法が完成した時期であり、改作法以前の雜多な特權を整理したものであろう。⁽⁹⁾貞享三年「一六八六」の今石動奉行と町役人の往復文書が残る。「諸事御触抜書」と「城端町古文書」である。市札の回収と新札不交付は市場経営に支障があるとの訴えに対し、市札回収は市場衰微の原因であるとして、下町に七のついた日の市

(7) 城端町古文書

定^{じょう} 城ヶ鼻下町、当町市日前々立來外、七日十七日二十七日北野村市日たりといへども、近年たいてんに付也。而城ヶ端下町へ渡候条、如御札可立之者。

慶長九年八月十三日

前田対馬長種 判

(8) 城端古文書

乍恐大工町新町之者共申上候
大工町通り新町両所ニ毎月七日十七日二十七
日月二三才之市日申請度奉存候。近所野
毛町通り御坊町東新田町迄も皆々用所かない

寛文九年五月十五日 大工町・新町四十七名
町役人殿

(9) 諸事御触抜書

城ヶ端下町市札 御印之物並對馬殿添札共、
延宝年二手前添札二、而御算用場へ上之候處
ニ、其時分分立不申、……

貞享三年六月二十五日 今石動奉行・篠嶋豊前
町年寄・町肝煎

(10) 城端町古文書

同下町ニ市無御座候處、直海郷北野村ニ
七日十七日二十七日市日利勝様御代天正三年
ニ市御札為成下用來候得共、市場相立不申
付、城ヶ端下町之者共納得を以……

貞享三年 今石動奉行・篠嶋豊前
町年寄・町肝煎

の新札が許されている。

同年六月には円徳屋伊右衛門（古老であろう）が今石動奉行に呼び出されて、市の変遷と下町での市を復興したい旨の口こうじょう上じょうが「城端町古文書」に書き留められている。

市場の変遷〔7-1〕

貞享三年「一六八六」に下町の市が復興して以来、しだいに上町の市が圧迫された。「諸事御触抜書」によると享保九年「一七二四」には中町での一四日市復興を願い出て打開を図った。この一四日市は既に延宝九年「一六八一」に市再活の許可を得て「とうじん見世」と称して主に衣類販売をしていた。その際の写しを証拠として嘆願し、中町での市は内諾を得た。

さらに「諸事御触抜書」によると、奉行所与力から中町の一四日市の権利確認などの書面を入手し、正式に中町市場の店割と店頭を添えて「城端町旧記」にある請書が提出された。

中町が旧来の開設権を回復すると、この年のうちに上町の市場が次々と再興を図った。「城端町古文書」には、上町が古来からの特権を主張した復興願が残る。四通が記録されている。

しかし各市の自然的発展の勢いに押され、上町が特権を守るには不斷の努力が必要であつたようだ。

享保一五年「一七三〇」の下町における犯則者（店貸人）調査書上げによると、店屋六軒、延間数二七間が違反に及んでいる。上町では自己防衛のために共通利益確保の行動に出た。これは、西上町の魚商人たちが店を開かないため、市場仲間が共同して開店するよう申立した「城端町有文書」に見られる。

市場の経営〔7-6〕

享保九年「一七二四」西上町四日の市場が「とうじん見世」と「肴見世」に分けられ、三三人の商人で構成されていた。

時代は下るが延宝九年「一六八一」の記録によると、市場の経営が乱れ、古来の秩序で経営するための仕切り方法を書き上げた「城端町古文書」がある。これによると市場の店は四十物店（雑貨商）と唐人店（呉服・着物商）に、また内店（店舗内）、かど店（軒先）、店不打（露天）に分かれ、それぞれの店

(11) 諸事御触抜書

書付以申上候
城端先年市場之義東町西町両町二三ヶ所宛市
場ニ而、私共居町ハ中町十四日市場ニ御座
候。然所ニ私共方ニハ何頃……
上田屋市右衛門他六名

享保九年十二月五日

今石動奉行所

(12) 城端町古文書

古文書四通（省略）
享保九年

(13) 城端町古文書
西上町魚商売人……等軒統に罷在……右人々
去年迄無解怠市場見世借出魚小売仕候處、春
來市場へ出候ても商無之杯と申立、……

市場仲間

(14) 城端町古文書
一、城ヶ端町市日四日十日十四日二十日二十一
四日晦日此三才之市六ヶ所ニ先規ヨリ立來候
所ニ、古豐前様之時分右市場猥之義御座候：

市場定之事

見世質定之事

延宝九年三月十三日 東町人々他七か町

賃が書き上げられている。

店賃は時期によつても異なつていて、盆前後と年暮れが最も繁盛する時期であつたことを示す。野菜類は別の場所で開市したが、天明五年「一七八五」の「村鑑帖」によると日常必需品はこの市場で賄うことができたと考えられる。

一、在郷町としての成長

町人の来住【8】

町の成長過程を知る最良の史料が残る。元禄六年「一六九三」七月、町内ごとに報告された「組中人々手前品々覚書帳」九冊（以下「元禄六年品々帳」という。）である。

これは、一軒ごとに屋号・名前・来住年・元居住地・主人の年齢・宗旨・寺・家職・家の間口奥行・歩数・地子米・軒役・畠方年貢米・町の役職・請人関係。家族の名前・年齢・宗旨など。特に妻については親家の住地・名前を詳記している。また下人下女についても出身地・親の名前を記している。このように元禄六年当時の全部を尽くし、これを材料にして各種の統計的処理も可能である。

町は附近の農村から庶民が來住して成長したが、來住の年代を一〇年単位で考察してみると次のようになる。

元禄六年「一六九三」より一四〇年前の天文二三年「一五五三」に遊部村から紺屋新左衛門（紺屋・東下町）が、一二二年前の元亀二年「一五七一」に見座村（五か山）から見座屋五郎右衛門（絹商・西下町）と見座屋八右衛門（絹布商・西下町）が、一二一年前の元亀三年「一五七二」に中村から中村屋忠左衛門（小間物商・東下町）と中村屋源右衛門（絹商・西下町）の五軒が來住している。

この五名は町建て以前に農民として住みついていたものと想像される。

次に一二〇年前の天正元年「一五七三」（城端町の町建年）に來住したもの一五名をみると、注目すべきものがある。



元禄品々帳（その一）元禄6年作成報告された城端町の戸籍

大工小平次が金沢出身であるのを例外として、すべて城端近郊の砺波郡から来住している。職業は、職人が大工三軒と鍛冶一軒。商人は絹商売七軒・酒造二軒・藏宿一軒。外の職業として絹手前機かちや庄右衛門がいるが、屋号からして鍛冶屋をしていたものが没落して機織になつたものであろう。

天正元年に来住した町人は何軒だったかは不明だが、少なくとも元禄六年〔一六九三〕に残つた一五軒はいずれも特權的色彩の強い町人であつた。

以上の二〇軒に天正一〇年〔一五八二〕までに来住したもの四五軒を加えた六五軒が、初期草分け町人の階層であつて、町の中央部に広い屋敷を構え、多くの下人下女をもつて手広く（町役人としても）営んでいた。

天正一〇年以後は一〇年間に二、三〇軒ずつ増加するが、元禄六年から五〇年前の寛永二〇年〔一六四三〕ごろから急速に成長してくる。とくに慶安四年〔一六五二〕に加賀藩が改作法を始め明暦二年〔一六五六〕に実施したことに、寛永の飢饉の影響も加えて、延宝元年〔一六七三〕からは加速的に戸数が増えた。特に西新田町は慶安二年〔一六四九〕に開町されて以来一二七軒に増加し、東新田町も八四軒増えて一〇六軒になつた。

元住地 [84]

来住年に関係なく前居住地を整理した「表」によると、合計六八六軒のうち砺波郡三六〇軒、居町分家

一六三軒、五か山八八軒などであり、圧倒的に砺波郡が多い。

なお、金沢より二六軒来住しているが、もともとの町人は三軒である。また、越前より六軒、尾州清洲より三軒、美濃刈安より一軒の一〇軒が町人で、他の数十軒は農村出身であり、来住によつて町人となつたものだ。

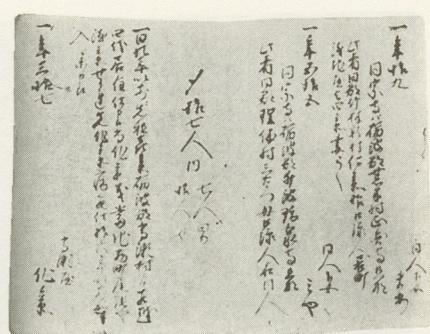
来住及び他出奉公人 [86]

町に召し使つている奉公人の各町別出身地をみると、下人一五七人、下女六一七人の計七七四人が主に西上・下町と東上・下町に奉公している。

出身地でみると、砺波郡から五〇五人、当町から一八三人、五か山から八二人などとなつてゐる。当

元住地	砺波郡	五カ山	越前	その他	計
軒数	360	88	8	17	686

(15) 元禄六年品々帳 前居住地を整理した「表」



元禄品々帳 (その二)

町出身奉公人のうち町名の明白なもの一二二人を整理すると、西新田町から五二人、東新田町から二一人と、この両町が供給源になっている。この両町は加賀藩の改作法実施後に急速に軒数を増やした地域であることから、年貢納入に困った農民が移住し、一部の者や子女が町家奉公によつて生計を立てていたと考えられる。

なお、当町から他所へ奉公に出ている者はわずか三四名で、内三一名は男であり、金沢の町人や武家奉公が一九名と大部分を占める。

改作法後來住町人の職業構成【8-7】

元禄六年「一六九三」当時の西新田町⁽¹⁷⁾（全ての住民が改作法の影響で農村から出たと考えられる）の職業構成を考察してみよう。

兼業が極めて多い。一二五軒の町に三〇種類もの職業があり、その專業・兼業を合わせると一八七種類にも達する。これは在郷町の性格を示し、職業も日用稼^(ひょうかせぎ)などの肉体労働が多く、商業の場合でも小商い程度のものであった。

対照的なのが最も古い東上町で、この町の本家四三軒をみると、絹商売が圧倒的に多く、專業・兼業を合わせると三六軒に達する。もつとも本家ののみの内訳なので、裏通り二〇軒の借地人の職業構成は西新田町と大差はない。

来住町人の困窮【9-1】

来住町人の生活は農村にいた場合同様に苦しいものであった。寛文一〇年「一六七〇」の不作により多くの町人が飢餓に迫られた。⁽¹⁸⁾「城端町有文書」には寛文一一年三月、五〇〇石の貸米をし、無利子五年賦で返済させるものがあつた。

さらに元禄六年「一六九三」にも「城端町旧記」によると、町役人は手前不如意之者が多いと書いている。「城端町有文書」では、同年六月になつて四名の町人を救済（無利子で一〇〇目ずつ貸し与える）するように指示し、どうにもならない場合には町奉行に申し出るよう命じているとある。

労働人口の受入先【9-2】

家職	田畠 (請作)	日用稼	目薬売	八講布 中持	計
兼業	36	19	1	1	153
專業	2	0	0	0	34
計	38	19	1	1	187

(17) 元禄6年品々帳
西新田町の職業構成の「表」

町名	出丸町	東下町	西下町	西新田町	新町野下町	計
下人	0	27	36	9	4	157
下女	15	87	116	35	23	617

(16) 元禄6年品々帳
奉公人の各町別出身地の「表」

(18) 城端町有文書
一、五百石
城ヶ端町中及飢者共ニ御貸米
代銀式拾五貫目 丁銀壹石三付五拾目宛
此銀寛文十一年之暮ヨリ五ヶ年ニ返上可仕分
右年季之通取立可上之也。右之内取立之覚

寛文十一年三月十日

篠嶋豊前

町へ出てくる労働人口を吸収した第一は絹織物業であった。絹に關係する家職分類は、生産者七五軒、商人一二五軒、下請人一三一軒の合わせて三三一軒に及んで、総軒数六八六軒の約半数に及ぶ。兼業を考えても、元禄の城端が絹業に依存する度合が極めて深かつたことの証左である。

さらに絹業者たちは多数の下人や下女を使用して労働人口を吸収した。特に前記下女の比率が高いのは、大量の織女を使つていたことを示す。また、多くの部分を下請けに出していたようで、「城端町旧記」にある文化三年「一八〇六」[19]「町中絹屋並縫屋懸機縫廻屋等心得方申渡覚」によれば、絹屋は仲間を組織し、仲買人を通じて下職人に卸していた。これは近在の村々にも及び、さらに多くの労働人口を消化し得た。

次いで受け入れたのは田畠請作である。町人の身分では自作の権利がないので、実質はともかく請作として取扱つてある。田畠請作数は一二四軒で東新田・西新田・大工町で一〇二軒を占める。改作法により農村を縮め出された者がこのあたりに多く、大部分は兼業である。

畠方はそれぞれ宅地面積に比例して持つこととされ、町の総草高は二八八石で、うち畠方年貢米高は一七三石に及び、約六割の高率である。このため畠方の全部を請作に出していたとは考えられず、仮に半分が請作に出されたと仮定すれば一人平均一石余の請作となる。自作農の標準持高は一〇石であったので、請作の零細さが想像される。

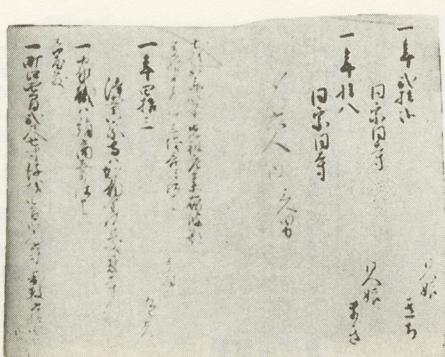
町人資本の農村への浸透〔95〕

在郷町の城端は、城下町のように武士という巨大な消費者を持たない。他領・他国を相手にする絹商を除いては、町人相互間または農村を対象にせざるを得なかつた。当然その需要にも限りがあつて町の成長にも一定の限界があつた。しかし、町人の資本を農村への投資対象とすると改作法にふれた。

封建社会の唯一の収入源は土地の生産力であり、農民の年貢が大部分を占め、農民は土地を耕し年貢を納める道具と考えられていた。改作法は、この農民を土地に安定させて生産力の向上を図り、年貢を増徴することを眼目としていた。

承応二年〔一六五三〕藩は増課された年貢を完全収納するため、惰農追放政策をとつた。このため農

(19) 城端町旧記
「町中絹屋並縫屋懸機縫廻屋等心得方申渡覚」



元祿品々帳（その三）

民は年貢を不納すれば村を追放される恐れがあつたため、城端などの町人から借銀せざるを得ないところまで追い込まれた。

明暦二年「一六五六」加賀藩は、藩が貸し与えていた敷借米を一切免除するとともに、何者も農民に對して貸借することを禁止した。これは在郷町の町人にとつて大きな痛手であつたので、この法の裏をくぐつて農民に貸借をしていたらしい。「明暦の覚書」や寛文六年「一六六六」一月の一承応御觸書（烟家所藏文書）にも貸付禁止令を破つてることを指摘して、利益を農民に返付することを命じている。

改作法以前から田地の売買は禁止されていたが、農民の借銀が累増する（るいぞう）と唯一の財産を売り払つて完済する他はなく、町に出て生活する身となつた。

なお、五か山は食糧自給がむつかしく、冬期間の交通が途絶するという特殊な経済構造をもつため、以前からの慣習にしたがつて城端・井波の商人が五か山の生産物資を引当に貸し付けすることが公認されていていた。このことが他の農村にも影響して、種々の名目で貸付が続けられ、町の商業資本が農村へ浸透するなど、次第に貨幣経済にまきこまれていった。

このような状況に対し、藩は改作法により貸借を厳禁する方針を堅持した。「武田氏藏文書」には寛政元年「一七八九」に砺波及び射水郡の十村への命令があり、「諸事御触抜書」には貞享三年「一六八六」に今石動奉行から城端役人への命令覚書がある。

しかし、商人資本が高利貸付と土地の買付けに投じられたが、町奉行支配下の城端町では把握が困難である。宿立や町立（十村支配）の町では土地買い集めの実状を明らかにできる。

また藩が元禄六年「一六九三」に切高仕法を公布し、一定の条件下での土地売買を公認する。「元禄品々帳」がこの年に調査して書き上げられたことも意味深いものがある。

城端商人資本の農村への浸透は、土地のみでなく雑多な形で行われた。下人下女三人以上を使用していた家は八六軒に及び、その家業を調べると、七一軒もが絹屋である。それに統く八講布・絹仕入が一五軒、貸方・質屋一一軒などをみても、農村を対象にした資本・職業に従事していたのである。

(20) 明暦の覚書

一、先年御郡中開作ニ被仰付候以後、百姓ニ金銀米錢等貸申義堅御停止ニ候處、百姓等かし物並月をのへ加利足を売物等ニ仕なし、又ハ……

明暦・三月二日 岡嶋、津田殿

前田七郎兵衛他七名

(21) 承応御触書

一、先年御領國中改作被仰付候、百姓等江かし物有之候付而、金銀米錢借申儀停止之事、一、売物ニ仕なし月をのへ品を替借申儀、無用之事。

寛文六年十一月

明暦・三月二日 岡嶋、津田殿

前田七郎兵衛他七名

(22) 武田氏藏文書
一、金銀米等貸方之義、御定も有之、面々兼而承知之通ニ候。然所貸方不行届之者共も有之申分仕人々前ニ而説明不申場ニ至及断寛政元年七月二十八日
砺波・射水郡十村

(23) 諸事御触抜書

一、質地取候者、年貢不出之質地に遺置無田地者方より年貢役等勤者有之由相間、不届之至候。堅停止事。
一、田畠水代売買……
右紙面之通尤御年寄家より由來、則公儀御別紙御覺書写遺候。……

貞享三年四月二十七日

城端役人共
岡嶋豊前

元和五年の家数〔104〕

元和五年「一六一九」利波郡の町村の家数（実数ではなく、年貢負担者の本百姓数^{ほんひやくしょう}）を報告した「元和五年利波郡家高ノ新帳」がある。これによると城端町一四七軒、井波町六八軒、村部では蓑谷一七軒、北野一三軒などの蓑谷組七村合計七五軒、お可や一一軒、金戸一〇軒、野田五軒、これ安一三軒などのセと組一二村合計八九軒などとあって、江戸時代後期に比較して著しく家数が少ないので注目される。